

利根町告示第 38 号

令和 2 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 22 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和 2 年 6 月 3 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和 2 年第 2 回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6 . 3	水	本 会 議	開会 提出議案説明 総務産業建設常任委員会付託	午前10時
				一般質問（1人）	午後1時30分
2	6 . 4	木	委 員 会	総務産業建設常任委員会	午前10時
3	6 . 5	金	休 会	議案調査	
4	6 . 6	土	休 会	議案調査	
5	6 . 7	日	休 会	議案調査	
6	6 . 8	月	休 会	議案調査	
7	6 . 9	火	休 会	議案調査	
8	6 . 10	水	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和 2 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 2 年 6 月 3 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

1 番	峯 山 典 明 君	7 番	花 嶋 美清雄 君
2 番	山 崎 誠一郎 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	片 山 啓 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	大 越 勇 一 君	1 0 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	石 井 公一郎 君	1 1 番	新 井 邦 弘 君
6 番	石 山 肖 子 君	1 2 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	飯 塚 良 一 君
企 画 課	長	川 上 叔 春 君
財 政 課	長	大 越 達 也 君
税 務 課	長	大 越 克 典 君
住 民 課	長	桜 井 保 夫 君
福 祉 課	長	蜂 谷 忠 義 君
子 育 て 支 援 課	長	花 嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩 谷 美弥子 君
環 境 対 策 課	長	中 村 寛 之 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直 江 弘 樹 君
経済課長兼農業委員会事務局長		近 藤 一 夫 君
建 設 課	長	中 村 敏 明 君
都 市 整 備 課	長	飯 田 喜 紀 君
会 計 課	長	田 口 輝 夫 君
学 校 教 育 課	長	青 木 正 道 君
生 涯 学 習 課	長	久保田 政 美 君

指 導 室 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津 政 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

6 番	石 山 肖 子 君
7 番	花 嶋 美清雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 2 年 6 月 3 日（水曜日）

午前 10 時開会

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の件 |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 令和元年度利根町一般会計継続費の繰越について |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 令和元年度利根町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 議案第 32 号 利根町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 33 号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 34 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 35 号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 36 号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 37 号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 38 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 13 | 議案第 39 号 令和 2 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 40 号 令和 2 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 41 号 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例 |
| 日程第 16 | 議案第 42 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号） |

日程第17 請願第2号 国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願

日程第18 一般質問

日程第19 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 報告第1号

日程第4 報告第2号

日程第5 報告第3号

日程第6 議案第32号

日程第7 議案第33号

日程第8 議案第34号

日程第9 議案第35号

日程第10 議案第36号

日程第11 議案第37号

日程第12 議案第38号

日程第13 議案第39号

日程第14 議案第40号

日程第15 議案第41号

日程第16 議案第42号

日程第17 請願第2号

日程第18 一般質問

日程第19 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染拡大については、ある程度の鎮静化が見られ、全国で「緊急事態宣言」が解除されました。しかしながら、油断できない状況であり、当議会では、前回に引き続き傍聴席の開放を自粛しております。傍聴を希望する皆様には御迷惑をおかけしますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、出席者においては、間隔を空け、ドアを開放し、密閉・密集・密接の回避を図っております。

コロナ禍の早期終息を祈念いたします。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和2年2月分から令和2年4月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

6番 石山 肖子 議員

7番 花嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの通算8日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。マスクを外させていただきます。

令和2年第2回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、町民の皆様、並びに議員の皆様には、新型コロナウイルス感染症予防対策や長期にわたる外出自粛に御協力いただき、心から感謝を申し上げます。

先月25日に全ての都道府県において緊急事態措置が解除され、町の公共施設においても、6月1日より一定の利用条件を設けるなど感染予防対策を講じた上で、施設の利用を再開

しております。

また、状況が良好に推移した場合、現在、分散登校している町内の小中学校においても、8日から通常授業再開を予定しております。

次に、国の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策として実施されている特別定額給付金についてですが、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としておりますので、いち早く町民の皆様に給付できるよう、職員一丸となって手続を進めてまいりました。その結果、昨日の新聞にも掲載されましたが、利根町の給付済みの割合は92.5%となり、県内において最高の給付率となっております。

今後は、申請がお済みでない方への周知を図るほか、ほかの社会経済対策にも着手するなど、引き続き迅速な対応を心がけてまいります。

さて、昨今の景気でございますが、政府の5月の月間経済報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとし、悪化とした前月の基調判断が据え置かれることとなりました。

一方、緊急事態宣言の全面解除で社会経済活動レベルを段階的に引き上げていくとも明記しており、6月以降、景気が上向くことへの期待感をにじませております。

町といたしましては、この期待感により経済情勢を楽観視することなく、極めて厳しい状況であることを念頭に、今後の町政運営に当たっていききたいと考えております。

それでは、これまでの主な事業の進捗状況や今後の予定等について申し上げたいと思います。

初めに、高齢者福祉でございます。

本年1月から開始した高齢者等買物弱者移動販売事業についてですが、水郷つくば農業協同組合に委託し、高齢者など日常の買物にお困りの方を対象に、食料品や日常雑貨品など、町内各地を巡回し販売する事業を行っております。皆様の御要望を受け、販売場所も増え、御好評をいただいております。

また、8月上旬には、従来の軽トラックから冷蔵・冷凍の機能がついた1.5トンの車両への切替えが行われ、現在、取扱いをしていない肉や魚、総菜なども取り扱われる予定でございます。

次に、子育て支援関係でございますが、新規事業である妊娠・出産祝い品支給事業につきましては、産前産後の母親の不安軽減を図るため、妊娠時に授乳服を支給し、お子さんが誕生しましたら、子育て世帯への経済的負担の軽減及び町内における消費活動の活性化を図るため、出産祝として利根町内共通商品券の支給を開始いたしました。

また、4月14日に、つくば市の有限会社モーハウスと子育て支援等に関する協定を締結いたしました。これにより、今後は、母親の外出支援などの子育て支援事業、産前産後ケアなど、母子健康事業、ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催等の事業で、協力・連携を図ってまいります。

続きまして、農業振興関係でございます。

利根北部地区の基盤整備事業についてですが、前年度に引き続き、4期地区の排水機場と区画整理の躯体工事を行うことにより、全ての工事が完了する予定でございます。

また、利根南部地区の基盤整備事業においては、昨年度までに地権者及び耕作者から97.8%の仮同意が得られ、国の採択に向けて営農計画及び促進計画を策定いたしました。今年度は国の採択申請を行うに当たり、事業計画等を作成するための調査や設計を行う予定となっております。

続いて、商工観光関係について申し上げます。

この夏の利根町観光協会主催の町民納涼花火大会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止と、来場される皆様の健康と安全を優先するため、中止といたしました。

当町の夏の風物詩でもある花火大会の開催ができず、誠に残念ではありますが、町としても、この事態が一刻も早く終息し、次回の花火大会が安全に行えるよう、尽力してまいります。

続きまして、道路の整備関係では、緊急車両が通行できない道路の拡幅事業である町道1234号線ほか、立木地内寺内地区につきましては、道路拡幅に向け用地取得に係る手続を進めており、今年度は排水整備を行う予定となっております。

次に、町の幹線道路であります町道112号線の道路拡幅改良工事につきましては、今年度は大房地内の用地取得交渉を開始いたします。

町内の地域間交流の促進を図るため、羽根野台・早尾台地区ともえぎ野台地区を結ぶ町道103号線の延伸整備については、茨城県が町に代わって当該道路の事業を実施しており、今年度は用地取得交渉に着手予定であるとの報告を受けております。

また、この道路計画では、もえぎ野台と早尾台の間に位置する大平地区に道路を整備していくこととなりますので、町では土地の利用構想を掲げた利根町都市計画マスタープランに基づく産業立地を考慮した土地利用を検討する地区として、大平地区周辺の土地利用に関する大平地区計画を、令和3年度までに策定することとしております。今年度は地区計画策定に向け、基本方針を定める大平地区周辺地区土地利用基本構想を策定いたします。

最後に、防災関係でございますが、災害時における通信手段の確保として、役場及び指定避難場のうち、利根町文化センター、保健福祉センター、生涯学習センターにWi-Fiの整備を進めてまいります。

以上、これまでの主な取組状況などについて申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が3件、補正予算が4件、その他条例改正など合計14件の御審議をお願いするものであります。

報告第1号は、令和元年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和元年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第3号は、令和元年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第32号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として地方税法が改正されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等の適用期限の延長、中小企業の償却資産等の固定資産税の課税標準の特例、町税の徴収猶予制度の特例等の規定を加えたいので提案するものであります。

議案第33号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として地方税法が改正されたことに伴い、中小企業の事業用家屋に係る都市計画税の課税標準の特例等の規定を加えたいので提案するものであります。

議案第34号は、利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、手数料の種類及び金額の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第35号は、利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、議案第36号は、利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、それぞれ新型コロナウイルス感染症に感染するなど、労務に服することができない被保険者に傷病手当金を支給するに当たり、必要な規定を加えたいので提案するものであります。

議案第37号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険施行令の改正により、低所得者の第1号介護保険料が軽減強化されたことに伴い、町の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第38号は、令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ1億1,119万9,000円を追加し、総額を78億307万8,000円とするものであります。

議案第39号は、令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ146万7,000円を追加し、総額を21億9,029万7,000円とするものであります。

議案第40号は、令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出の組替えのため、歳入歳出の総額に変更はございません。

議案第41号は、利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町民及び町内事業者に深刻な影響が生じていることから、臨時特例として、町長及び教育長の給料月額を軽減するために提案するものであります。

議案第42号は、令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ1億2,838万9,000円を追加し、総額を79億3,146万7,000円とするものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれ

の担当課長より説明させたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3，報告第1号 令和元年度利根町一般会計継続費の繰越についてから，日程第5，報告第3号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまでの3件について報告を求めます。

報告第1号及び報告第2号について，大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 報告第1号 令和元年度利根町一般会計継続費の繰越についてを補足して御説明申し上げます。

これは，継続費としている2件の事業におきまして，事業費の一部について通次繰越しましたので，地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

まず，款2総務費，項1総務管理費，事業名が財務会計システム改修業務委託は，令和元年度から令和2年度までの2カ年の継続事業でございます。総額840万円のうち，令和元年度予算現額は312万8,000円で，支出済額は312万7,850円となり残額が150円出ましたので，同額を通次繰越いたしました。

次に，款2総務費，項2町税費，事業名が令和3年度基準評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託は，平成30年度から令和2年度までの3カ年の継続事業でございます。総額1,574万2,000円のうち，令和元年度予算現額は253万円で，平成30年度からの通次繰越額は10万8,200円で，支出済額は248万4,000円となり残額が15万4,200円出ましたので，同額を通次繰越いたしました。

説明は以上でございます。

次に，報告第2号 令和元年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足して御説明申し上げます。

これは，本年3月定例会の補正予算，3月31日付補正予算の専決処分で繰越明許費の議決及び承認をいただきました4事業について，繰越額が確定しましたので，地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

上から順に御説明申し上げます。

まず，款3民生費，項2児童福祉費，事業名が保育所等補助金事業で，翌年度繰越額は15万円でございます。これは，新型コロナウイルス感染拡大防止対策の保育対策総合支援事業補助金の交付により，マスクを購入する予定でしたが，年度内に納入できないため繰越すものでございます。

次に，款4衛生費，項1保健衛生費，事業名が保健衛生事務費で，翌年度繰越額は131万6,000円でございます。これは，母子保健法による妊産婦及び乳幼児に対する健康診査

に関する情報を追加するためのシステム改修で、国の改修指針が遅れたため繰越すものでございます。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、事業名が町内共通商品券販路拡大事業で、翌年度繰越額は541万1,000円でございます。これは、国からの要請により商品券の販売・使用の期限を年度末に設定したことに伴い、換金業務等の完了が見込めないため繰越すものでございます。

次に、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が道路維持工事事業で、翌年度繰越額は2,970万円でございます。これは、羽根野台の町道1023号線ほか道路修繕工事で、茨城県南水道企業団の配水管布設替え工事及び東京ガス株式会社のガス管敷設替え工事に不測の日数を要したため繰越すものでございます。

次に、款、項は同じで、事業名が道路改良工事事業で、翌年度繰越額は5,649万7,000円でございます。これは、町道112号線の道路改良工事に係る防護柵設置工事で、国の補正予算で交付決定があったためと、立木地内の道路用地移転等補償費で、地権者との協議に不測の日数を要しているため繰越すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、報告第3号について、飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、報告第3号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、補足して説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告するものでございます。

款 1 下水道費、項 1 下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、544万2,000円を繰越しするものでございます。これは、県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴いまして繰越しをするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第37号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第32号及び議案第33号について、大越税務課長。

〔税務課長大越克典君登壇〕

○税務課長（大越克典君） それでは、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例

について、補足して御説明申し上げます。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法が改正されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、中小企業の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の特例、町税の徴収猶予制度の特例等の規定を加えたいので提案するものです。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案第32号参考資料、利根町税条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条による改正を御説明いたします。左側が現行で右側が改正案となっております。

1 ページを御覧ください。下線の部分が改正箇所でございます。

第10条、読替規定の改正です。法律改正に合わせ、新型コロナウイルス感染症対策により法附則第61条及び法附則第62条の二つが新設されたことに伴い改正するものです。

新設内容といたしましては、法附則第61条では、中小事業者等の事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課税する固定資産税、または都市計画税の課税標準を、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、令和2年2月から令和2年10月までの間で、連続した3カ月間の事業者等の収入合計額が、1年前の3カ月間と比較して50%以上減収となる場合はゼロ、30%以上50%未満の減収になる場合は2分の1と、令和3年度分の1年間に限り、課税標準に乗じた額にするというものです。なお、申請期限は令和3年1月31日までとなっております。

法附則第62条では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、施行の日から令和5年3月31日までの期間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等の機械装置や事業の用に供する家屋、及び構築物に対して、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間分、固定資産税の課税標準に対し特例が新設されたものです。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合第16項ですが、第19項が新設されることに伴う文言の追加の改正でございます。

内容としましては、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定した認定先端設備等導入計画に従って取得をした、先端設備等の機械装置や事業の用に供する家屋及び構築物については、3年間分、固定資産税の課税標準にゼロを乗じた額とするものです。

第19項ですが、こちら先ほどと同様になりますが、法附則第62条新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例として、条例で定める割合はゼロとするものです。

2 ページになりますが、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税ですが、環境性能割とは、「自動車取得税」として課税されていたものの名称を「環境性能割」に変え、

令和元年10月1日からスタートしたものです。

令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車については、環境性能割の税率が1%分軽減されるものを6カ月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等ですが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日以降の事業者等に係る収入が、前年同期に比べておおむね20%以上減少し、いつときに納付し、または納入を行うことが困難である場合の徴収猶予の特例申請の手続について新設されるものです。対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税目が対象となります。

手続としましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減収等の事実があること、及びその町税をいつときに納付し、または納入を行うことが困難であることの事情を申請書に記載し、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証する書類等を添付して提出していただくようになります。

3ページになりますが、第2条関係です。こちら、申し訳ございませんが、一部訂正がございます。現行と改正案、同様の訂正になります。

まず、3ページ、下から6行目の第10条の3から第15条まで（略）から、次の4ページの上から3行目の「環境性能割は課さない。」まで、全てを現行、改正案とも削除してください。そして、その下の「第15条の2の2」を「第10条の3」に、現行、改正案とも訂正をお願いいたします。すみませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。3ページをお開きください。

第10条、読替規定です。令和3年1月1日からの適用となるもので、法附則第60条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び第61条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の二つが新設されたためによる条ずれの改正です。条文内容に変更はございません。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合第19項ですが、法附則第60条と第61条の二つが追加されたことによる条ずれです。条文内容に変更はございません。

4ページですが、第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例ですが、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置の影響により、文化芸術またはスポーツに関する行事が中止等になって生じた入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、20万円を限度に寄附金控除が適用されるものです。

令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した入場料金等が対象となります。

第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅や分譲住宅等が、資材等の不足から工事日程が遅れ住宅への入居が遅れることなどから、住宅借入金等特別控除の適用期間を

1 年延長するものです。

これまでは、住宅ローンを借り入れて、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合が適用となっていました。今回の改正は、令和3年12月31日までに入居した場合と、適用期間を1年延長するものです。

次に、5ページの附則になりますが、附則の改正です。条文の施行日となります。

続きまして、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例について補足して御説明申し上げます。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として地方税法が改正されたことに伴い、中小企業の事業用家屋に係る都市計画税の課税標準の特例等の規定を加えたいので提案するものです。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案第33号参考資料、利根町都市計画税条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条による改正を御説明いたします。左側が現行で右側が改正案となっております。

1 ページを御覧ください。下線の部分が改正箇所でございます。

附則第15項の改正です。

税条例の改正と同様に、新型コロナウイルス感染症対策により、法附則第61条が新設され、追加したことによる改正です。

新設内容としましては、中小事業者等の事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課税する固定資産税または都市計画税の課税標準を、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、令和2年2月から令和2年10月までの間で、連続した3カ月間の事業者等の収入合計額が、1年前の3カ月間と比較して50%以上減収となる場合はゼロ、30%以上50%未満の減収になる場合は2分の1と、令和3年度分の1年間に限り課税標準に乗じた額にするというものです。なお、申請期限は令和3年1月31日までとなっております。

2 ページをお開きください。

第2条の改正となります。

附則第15項の改正になりますが、税条例で御説明したとおり、法附則第60条と法附則第61条の二つが追加され、条ずれしたことに伴う改正です。条文内容に変更はございません。

3 ページをお願いします。

附則ですが、条文の施行日となります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第34号について、桜井住民課長。

〔住民課長桜井保夫君登壇〕

○住民課長（桜井保夫君） それでは、議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正

する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、手数料の種類及び金額の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

現行では、利根町手数料徴収条例の第2条で、手数料の種類及び金額は次のとおりとするとし、第30号で通知カードの交付手数料、1件につき500円と規定しておりましたが、提案理由にもございますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、通知カードが廃止になったことにより、第30号を削り、第31号から第33号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

最後に、附則の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

なお、既に交付済みの通知カードにつきましては、記載事項に変更がない場合に限り引き続き利用することができます。

また、出生等により新たにマイナンバーが付番された方には、通知カードに代わり個人番号通知書が世帯主に郵送されることになります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第35号及び議案第36号について、直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第35号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われることにより労務に服することができない被保険者に、生活保障として傷病手当金を支給するため、条例に傷病手当金の規定を加えたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

附則6項を加えておりまして、第3項から第5項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の給付内容になります。

まず、第3項につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者が労務を服することができなかった日から起算して30日を経過した日から、労務を服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日までの傷病手当金を支給するための対象日数になります。

第4項は、傷病手当金の日額の算出内容になりまして、1日につき傷病手当金の支給を始める日に属する月の以前の直近の継続した3月間の給与等の収入額の合計額を、就労日

数で除した金額の3分の2に相当する金額になります。

次の2ページになりますけれども、上から4行目のただし書きでありまして、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。これは、最高額は1日当たり3万887円が限度金額になります。

第5項は、支給期間は、その支給を始める日から起算して1年と6月を超えないものとする。これは、入院が継続した場合、1年6月間が対象となります。

次に、第6項から第8項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整についてです。

第6項は、事業主から給与等の全部または一部を受ける場合には、傷病手当金は支給しない。ただし、受ける給与等の額が、第4項の規定により算出された額より少ないときは、その差額を支給するものです。

第7項は、前項に規定するものが受けることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受けることができなかったときは、傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合において、その受けた額の少ないときは、その額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除されます。

次の3ページを御覧ください。

第8項は、前項の規定で町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日から、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合、適用するものでございます。一応、規則で定める日は、9月30日までとなります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第36号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われることにより労務に服することができない被保険者に、茨城県後期高齢者医療広域連合が生活保障として傷病手当金を支給するものに当たり、条例に申請の受付事務の規定を加えたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してあります参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

第2項第7号の次に新たに第8号が追加され、現行の8号は、号のずれにより第9号に改めるものです。

第8号については、傷病手当金の支給に係る申請書の受付業務になります。

附則第3条延滞金の割合の特例については、租税特別措置法の次に「昭和32年法律第26号」を加えるものです。

次の2ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第37号について、蜂谷福祉課長。

〔福祉課長蜂谷忠義君登壇〕

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、議案第37号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にありますように、介護保険法施行令の改正により、低所得者の第1号介護保険料が軽減強化されたことに伴い、町においても介護保険料の規定を改めたいので提案するものでございます。

まず、今回の改正内容でございますが、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の第1号被保険者、65歳以上の方に係る保険料の一部軽減が行われております。令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられており、令和2年度においては、保険料軽減の適用が通年になることから、低所得者に対する保険料のさらなる軽減強化が図られることになります。これを踏まえ、低所得者の令和2年度介護保険料の軽減規定を改めるものでございます。

それでは、お手元の参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条第2項の改正でございますが、こちらにつきましては、介護保険料の減額賦課に係る令和2年度の低所得者の保険料の額を定めるものです。

第1項第1号の方、具体的には、生活保護を受給されている方や老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税世帯の方、あるいは、世帯全員が町民税非課税で、御本人の前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方となります。

第1項第1号の方の令和元年度保険料は年額2万900円で、今回はさらに4,200円引下げし、年額1万6,700円とするものでございます。

第1項第2号の方、こちらは世帯全員が町民税非課税で、御本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が、合計が80万円を超え120万円以下の方となります。

第1項第2号の方の令和元年度保険料は年額3万4,800円で、今回はさらに6,900円引下げ、年額2万7,900円とするものでございます。

第1項第3号の方、こちらは世帯全員が町民税非課税で、御本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方となります。

第1項第3号の方の令和元年度保険料は年額4万400円で、今回はさらに1,400円引下げ、年額3万9,000円とするものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するもので、改正後の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の保険料については従前の例により行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第32号から議案第37号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第38号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）から、日程第14、議案第40号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第38号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、議案第38号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）についてを、補足して御説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

まず、追加でございますが、起債の目的で小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債につきましては、GIGAスクール構想に伴う校内LAN整備により、限度額を1,120万円に定めるものでございます。

次に、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債につきましては、こちらもGIGAスクール構想に伴う校内LAN整備により、限度額を1,150万円に定めるものでございます。

次に、変更でございますが、起債の目的で過疎対策事業債につきましては、限度額「5億4,840万円」を「5億4,980万円」に増額するものでございます。

内訳でございますが、ソフト事業分で新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止となりました納涼花火大会への補助金の減額分350万円を、外国語指導講師派遣事業へ

組み替えるものと、当初予算要求時、限度額3,500万円のところを3,360万円で計上したため、その差額分を増額するものでございます。

8 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款 1 町税，目 2 国有資産等所在市町村交付金は 6 万 4,000 円を減額するもので、茨城県職員住宅において、使用者不存在のため交付対象外となったための減額でございます。

款15国庫支出金，項 1 国庫負担金，目 1 民生費国庫負担金は347万5,000円を増額するもので、介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金で、法改正により軽減額が拡大されたための増額でございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

次に，項 2 国庫補助金，目 1 総務費国庫補助金は 8 万 9,000 円を減額するもので，新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止となりました，駅からハイキング開催事業への交付金の減額でございます。

次に，目 5 教育費国庫補助金，節 1 小学校費補助金は3,482万1,000円を増額するもので，G I G Aスクール構想に伴う校内LAN整備で，情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で2,802万6,000円の増額で，補助率が 2 分の 1，小学校 5・6 年生タブレット購入の情報機器整備費補助金で679万5,000円の増額で，補助率が 3 分の 2 でございます。

次に，節 2 中学校費補助金は1,601万7,000円を増額するもので，こちらも校内LAN整備で，情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で1,291万2,000円の増額で，補助率が 2 分の 1，中学校 1 年生用タブレット購入の情報機器整備費補助金で310万5,000円の増額で，こちらも補助率が 3 分の 2 でございます。

款16県支出金，項 1 県負担金，目 1 民生費県負担金は173万8,000円を増額するもので，国庫負担金と同様，介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金で，法改正により軽減額が拡大されたための増額でございます。補助率は 4 分の 1 でございます。

次に，項 2 県補助金，目 1 総務費県補助金は11万5,000円を増額するもので，茨城県条例制定請求書名簿審査事務費交付金で，署名審査に要する経費について県費で負担することとなったための増額でございます。

9 ページを御覧ください。

款19繰入金，目 1 財政調整基金繰入金は3,066万7,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源に充てるために繰り入れるものでございます。

款21諸収入，目 3 雑入は41万9,000円を増額するもので，これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止となった事業の参加負担金で16万6,000円の減額と，臨時休校に伴い，牛乳，パン，麺の業者への損失の一部を補助する学校臨時休校対策費補助金で25万8,000円の増額，墓地埋葬法により町が葬祭した費用を全額徴収したため，葬祭費町立替分で32万7,000円の増額でございます。

款22町債，目 4 過疎対策事業債で140万円を増額するもので，内容につきましては，先

ほど地方債補正で御説明したとおりでございます。

次に、目5教育債は2,270万円を増額するもので、こちらにつきましても、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は92万6,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止となりました、新人職員自主研修の職員研修事業と広島平和祈念式典派遣の非核平和事業の減額でございます。

次に、目6企画費は17万8,000円を減額するもので、中止となりました駅からハイキング開催事業の減額でございます。

11ページを御覧ください。

次に、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は7万8,000円を増額するもので、茨城県条例制定請求書名簿審査により、委員会開催のための選挙総務費の増額でございます。

款3民生費、目8介護保険費は695万1,000円を増額するもので、歳入でも御説明しました低所得者保険料軽減負担金を介護保険特別会計へ繰出するための増額でございます。

款5農林水産業費、目3農業振興費は17万3,000円を減額するもので、中止となりました親子で田んぼ体験事業の減額でございます。

次に、目5農地費は11万円を増額するもので、水路の払下げ申請に伴い土地評価士の意見書が必要となるため、法定外公共物維持管理事業の増額でございます。

12ページをお開き願います。

款6商工費、目3観光費は350万円を減額するもので、中止となりました納涼花火大会に伴う観光協会への補助金で、観光事業の減額でございます。

款8消防費、目2非常備消防費は223万1,000円を減額するもので、中止となりました消防ポンプ操法大会の操法運営費の減額でございます。

次に、目4水防費は9万6,000円を減額するもので、中止となりました3組合合同水防演習の広域水防費の減額でございます。

13ページを御覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は1,148万4,000円を増額するもので、歳入でも御説明しました、臨時休校に伴い、牛乳、パン、麺の業者への損失の一部を補助する学校給食運営事業で34万5,000円の増、教育委員会内のICT環境整備を行うため、GIGAスクールICT環境整備事業で1,113万9,000円の増額でございます。

次に、目3語学指導事業費は、地方債の財源充当入替えに伴う財源内訳の変更でございます。

次に、目4教育研究指導費は61万9,000円を増額するもので、いじめ問題調査委員会に関係者の聞き取り調査の増に伴う、いじめ防止対策推進事業の増額でございます。

14ページをお開きください。

次に、項2小学校費、目1学校管理費は6,768万3,000円を増額するもので、中止となりました実習田畑借上料の減による小学校運営事業で12万9,000円の減額、中止となった茨城県体力テストの減による児童健康管理事業で7万8,000円の減額、各小学校校内ネットワーク機器整備工事と、タブレット・パソコン購入で6,789万円の増額でございます。

次に、目2教育振興費は20万5,000円を増額するもので、15ページを御覧ください。

休校中の課題等印刷に係る消耗品費の購入による、小学校教育助成事業の増額でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は3,181万3,000円を増額するもので、中止となった茨城県体力テストの減による児童健康管理事業で4万2,000円の減額、中学校校内ネットワーク機器整備工事費とタブレット・パソコン購入で3,185万5,000円の増額でございます。

次に、目2教育振興費は10万円を増額するもので、休校中の課題等印刷に係る消耗品の購入による中学校教育助成事業の増額でございます。

項4社会教育費、目6生涯学習事業費は74万円を減額するもので、16ページをお開きください。

夏休み中に実施予定の子ども自然体験交流事業、体験講座親子ふれあい体験教室の事業の中止により、生涯学習講座事業の減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第39号について、直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第39号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、議案第35号で説明いたしました新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給による補正予算になります。

予算書の最後のページ、6ページを御覧ください。

歳入でございますが、款3県支出金、目1県負担金補助金、こちらは146万7,000円の増額でございます。これは、傷病手当金に対して全額、特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、歳出でございますが、款2保険給付費、項6、目1傷病手当金で146万7,000円の増額でございます。これは、傷病手当金の支給額でありまして、支給対象者数は20人分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第40号について、蜂谷福祉課長。

〔福祉課長蜂谷忠義君登壇〕

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、議案第40号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明いたします。

今回の補正内容でございますが、先ほど議案第37号で御説明申し上げました利根町介護保険条例の一部を改正する条例に関連するものでございまして、令和2年度における低所得者の第1号被保険者に係る保険料軽減分につきまして、歳入予算の組替えを行うものです。既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、議案書の最後のページ、4ページをお願いいたします。

歳入の款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収現年度分でございますが、634万7,000円を減額するものでございます。

特別徴収現年度分の減収見込みの内訳ですが、段階別に申し上げますと、一番低い所得階層の第1段階では760件で319万2,000円の減収、第2段階では392件で270万4,800円の減収、第3段階では321件、44万9,400円の減収を見込んでおります。

次に、節2普通徴収現年度分でございますが、43万1,000円を減額するものでございます。こちらは、第1段階から第3段階までの合計件数となりますが、159件、43万1,000円の減収を見込んでおります。

続きまして、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金で695万1,000円の増額となります。こちらは、議案第38号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）で説明いたしました歳出の款3民生費、項1社会福祉費、目8介護保険費の繰出金を繰入れるもので、財源は低所得者の保険料軽減に伴う国庫負担金、県負担金及び町負担金となります。

続きまして、款6繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で17万3,000円の減額となります。こちらは、先ほど説明しました第1号被保険者保険料で677万8,000円の減額、低所得者保険料繰入金が695万1,000円の増額となりますので、その差額17万3,000円が繰入れ不要となったため基金へ繰戻しするものです。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第38号から議案第40号までの3件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第15、議案第41号 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を議題とし、補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第41号 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町民及び町内事業者には深刻な影響が生じていることを勘案し、臨時特例として、町長及び教育長の給料月額を10%減額したいので提案するものでございます。

なお、この条例の施行による減額相当額は、新型コロナウイルスの対策費用に充てさせていただきますこととなります。

それでは、第1条から御説明いたします。

第1条は趣旨規定で、この条例は令和2年7月1日から8月31日までの間、町長及び教育長の給料月額の臨時特例を定めるとしたものでございます。

第2条は町長の給料月額の臨時特例に関する規定で、特例期間の町長の給料月額は、利根町長の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、給料月額の100分の10を減じた額とするものでございます。

ただし書きの規定は特例期間内に退職した場合を想定したもので、退職手当の算出基礎となる退職日の給料月額は、町長の給与条例第3条に定める額、つまり本来の給料月額とする規定でございます。

第3条は教育長の給料月額の臨時特例に関する規定で、特例期間の教育長の給料月額は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定にかかわらず、給料月額の100分の10を減じた額とするものでございます。

ただし書きの規定につきましては、第2条の説明と同様でございます。

附則でございますが、附則第1項の施行期日は公布の日から施行するものとし、附則第2項の条例の失効につきましては、令和2年8月31日限り、その効力を失うとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第41号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第42号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、議案第42号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）についてを補足して御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金は1億35万9,000円を増額するものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施するための交付金で、限度額としての計上でございます。

次に、目5教育費国庫補助金は1,800万円を増額するもので、節1小学校費補助金は、GIGAスクール構想に伴い、小学校1年生から4年生用タブレット購入の情報機器整備費補助金で1,161万円の増額、次に、節2中学校費補助金は、こちらも中学校2・3年生用タブレット購入の情報機器整備費補助金で639万円を増額するもので、補助率は3分の2でございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金は1,003万円を増額するもので、今回の補正予算の財源調整による繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページを御覧ください。

款1議会費、目1議会費は62万6,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため、議員の政務活動費交付金について辞退の申出があったため、議会活動費の減額でございます。

款2総務費、目1一般管理費は10万6,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため、特別職給料、町長の減額による職員給与費の減額でございます。

次に、目6企画費は150万円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症により経営に多大な影響を受けた町内に関係する交通事業者に対し支援金を交付するもので、公共交通対策事業の増額でございます。

次に、目9行政事務改善費は192万7,000円を増額するもので、分散業務による新型コロナウイルス感染拡大防止と住民サービス向上のため、出先機関に住民票発行等の業務を行う窓口を新設するため、回線開通ルーター増設、パソコン等備品の購入費による電子自治体推進事業の増額でございます。

8ページをお開き願います。

款3民生費、項1社会福祉費、目10保健福祉センター費は99万9,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種健診、教室、相談事業を行う際の手指

消毒等の消耗品とパーティション、非接触型体温計の購入費による保健福祉センター運営事業の増額でございます。

次に、項 2 児童福祉費，目 1 児童福祉総務費は1,547万6,000円を増額するもので，国の緊急経済対策として実施される子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せ分として，児童手当受給者に，町単独で支給対象児童 1 人につき 1 万円の給付金を給付するため，子育て世帯緊急支援給付金事業で1,385万1,000円の増額と， 9 ページを御覧ください。児童扶養手当受給者に，町単独で支給対象児童 1 人につき 1 万円の給付金を支給するため，ひとり親世帯緊急支援給付金事業で162万5,000円の増額でございます。

款 6 商工費，目 2 商工振興費は6,704万8,000円を増額するもので，新型コロナウイルス感染拡大に伴い，経営に影響を受けて売上げが20%以上減少している法人に30万円，個人事業主に20万円を助成するもので，新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業の増額でございます。

10ページをお開き願います。

款 7 土木費，目 2 公園費は31万7,000円を増額するもので，新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止している利根緑地運動公園のゴルフ練習場について，再開するための整備に対して，新型コロナウイルス感染症対応環境整備交付金で公園事務事業の増額でございます。

款 9 教育費，項 1 教育総務費，目 2 事務局費は 9 万3,000円を減額するもので，新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため，教育長給料の減額による職員給与費の減額でございます。

次に，項 2 小学校費，目 1 学校管理費は2,851万円を増額するもので，臨時休校期間中の分散登校，学校再開時には特別教室等を活用し分散して授業を行うことから，ホワイトボードを購入するため，小学校設備整備事業で8万円の増額，歳入でも御説明いたしましたG I G Aスクール構想に伴い，小学校 1 年生から 4 年生用タブレットと電子黒板の購入費でG I G Aスクール I C T環境整備事業で2,305万5,000円の増額。

11ページを御覧ください。

小学校再開後に安全・安心な学校生活を確保する環境整備用に，除菌電解水給水器と，保健室において新型コロナウイルス感染の疑いのある児童を通常の利用者と隔てて看護するため，空間除菌脱臭機等の備品の購入費で，小学校安全・安心確保事業で537万5,000円の増額となります。

次に，目 2 教育振興費は115万円を増額するもので，臨時休校等に伴い学びの保障を確保するため，教材等の支援購入の図書券を配付するため，小学校教育助成事業の増額でございます。

次に，項 3 中学校費，目 1 学校管理費は1,167万3,000円を増額するもので，歳入でも御説明いたしましたG I G Aスクール構想に伴い，中学校 2・3 年生用タブレットの購入費

で、GIGAスクールICT環境整備事業で963万円の増額、中学校再開後に安全・安心な学校生活を確保する環境整備用の消耗品、ミーティングルーム空調設備工事、除菌電解水給水器と、保健室において新型コロナ感染の疑いのある生徒を、通常の利用者と隔てて看護するための空間除菌脱臭機等の備品の購入費で、中学校安全・安心確保事業で204万3,000円の増額となります。

12ページをお開き願います。

次に、目2教育振興費は61万4,000円を増額するもので、臨時休校等に伴い学びの保障を確保するため、教材等の支援購入の図書券を配付するため、中学校教育助成事業の増額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第42号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17、請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

趣旨説明を求めます。

紹介議員、1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について説明をさせていただきます。

請願の理由

一たび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度の在り方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の再審請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械

的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、冤罪被害者を救い、「無実の人は無罪に！」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「再審法改正をめざす市民の会」発行のリーフレットを各議員の皆様のお手元にはお配りしております。

以上のとおり請願致します。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 石山でございます。今回の請願に対してお尋ねいたします。

迅速な裁判が行われるために何が必要かということを考えるために、疑わしきは被告人の利益のためにということを共有させていただいた上で、この請願について、趣旨の部分、ここについてお伺いいたします。

意見書（案）というのが添付されておりまして、この意見書（案）の中で、特に6段落目、それから、7段落目、11段落目及び請願書、こちらと関連するのですけれども、三つほどお伺いいたします。

まず、意見書（案）の6段落目に、通常審について、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありませんとありますが、ここの説明を、まず一つお願いいたします。

次に、7段落目、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることとあります。そして、請願の趣旨においては、②ですね、検察の不服申立て（上訴の禁止）とありますが、ここの禁止を求める根拠についてお伺いいたします。

次に、これで最後です。11段落目で政府のほうの動向が書かれております。証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、政府が証拠開示の制度化を行うことが求められていますと意見書（案）には書かれております。こちらの説明をお願いいた

します。

○議長（船川京子君） 質疑に対する答弁を求めます。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、石山議員の質疑に答えさせていただきます。

まず、一つ目に関してです。

通常審、通常の刑事裁判では、裁判員裁判の導入、2004年に導入されたものです、素人の市民裁判官に事件の内容や有罪か否かが判断できるように、その必要に応じて検察手持ちの証拠が開示されるようになり、さらに、2016年の刑事訴訟法改正において、証拠の一覧表の交付制度、検察が手持ちの証拠の一覧表を裁判所、弁護士側に提出することが新設されました。この一覧表から、裁判にとって重要な証拠が開示請求でき、裁判官が検察に開示を命ずる傾向が増えてきました。

このように、通常審における証拠開示については、全面的証拠開示には及ばないものの、一定の制度的前進は見られています。

日本弁護士連合会はこのようにおっしゃっております。

再審請求手続における証拠開示については、今なお何ら規定も設けられておらず、裁判所の訴訟指揮に基づいて証拠開示が行われているのが現状です。しかし、証拠開示の基準や手続が明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、再審請求手続における請求人や弁護人の証拠開示請求に対する裁判所の態度としては、何の判断もしない場合から、証拠リストの開示要請、証拠開示の勧告、そして、証拠開示命令に至るまで、個々の裁判体の判断によって様々でありました。

それゆえ、再審事件を担当する弁護士側からは、全ての裁判所において統一的な運用が図られるよう証拠開示の制度化を強く望まれてきたという次第でございます。

続いて、二つ目の質疑についての回答をさせていただきます。

マスコミでも注目されました松橋事件・熊本県の再審無罪、湖東事件・滋賀県の再審無罪、大崎事件・鹿児島県の事件で再審決定の取消し、袴田事件・静岡県再審決定取消しの4事件は、一旦、下級審において再審請求人の主張が認められ再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察官の不服申立てで、最高裁判所に継続することになっております。

とりわけ松橋事件、湖東事件、大崎事件の3事件は、高等裁判所で再審開始決定が出たにもかかわらず、検察官が特別抗告したことで、最高裁判所に継続した事件となっています。

そもそも法の定める特別抗告理由は、憲法違反及び最高裁判例違反に限定されており、こちらは刑事訴訟法の427条、433条の1項、そして405条に述べられております。

かつて検察官は、再審開始決定に対して即時抗告することはあっても、最高裁に特別抗告までして争うケースはまれでした。ところが、2019年3月28日に再審無罪判決が確定した松橋事件では、検察官は、熊本地方裁判所の再審開始決定に対し、即時抗告のみならず、

福岡高裁の再審開始決定に対しても、特別抗告までして争いました。

しかし、最高裁判所は、本件抗告の趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑事訴訟法433条の抗告理由に当たらないと述べて検察官の主張を敗訴しました。

そして、熊本地裁での再審裁判においては、検察官は有罪立証を全く行わず、再審無罪判決に対しても、上訴権放棄を行い、即日再審無罪が確定しました。

長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てが許されれば、再審開始要件の高いハードルを一度超えた請求に対して、さらに重い防御、ここで言う防御とは無罪の証明のことを指します、さらに重い無罪の証明の負担を課し、長い審理時間も要することになってしまいます。これでは、冤罪被害者の速やかな救済は期待できません。憲法適合性にも疑義を生じかねません。

例えば、現在、日本弁護士連合会が支援している事件においても、名張事件は46年間、袴田事件は38年間、大崎事件は24年間、日野町事件は18年間にわたって再審請求が続いています。これらの事件は、いずれも一度は再審開始決定が出された事件です。

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、韓国、台湾などでは、再審制度において検察官の不服申立ては認められていません。二重の危険が採用されていることが理由となっております。

最後、三つ目の質疑に対する回答をさせていただきます。

証拠開示についてです。

再審請求手続における証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正のときにも問題点が指摘されております。改正法の附則9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする。」、途中省略させていただいております、と規定され、現在、この規定に基づいて、日本弁護士連合会、法務省、最高裁を含む関係機関の協議が続けられています。成案の合意にはまだ至っておりません。

日弁連だけが2019年5月10日に、再審における証拠開示の法制化を求める意見書を公表しました。

日弁連は2014年、日弁連人権擁護委員会内に「再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、個々の再審事件における弁護団の精力的な活動によって獲得してきた証拠開示の成果や、逆に法の不備による限界や課題について、調査、分析し、そこからあるべき証拠開示法制に向けた提言を行うべく検討を重ねてきました。

その成果を受けて、冤罪被害を救済するためには、本来であれば、捜査機関が作成または入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要であるとの結論に達し、意見書にまとめております。

なお、2016年の刑事訴訟法の改正とは、司法取引制度の導入、国選弁護士がつけられ対

象事件の範囲の拡大などとなっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 2回目の質疑をさせていただきます。

先ほどお伺いした三つのうち、証拠開示と、それから抗告の禁止に関しての説明は理解いたしました。この二つを、この請願の中の要請として挙げられた理由、こちらをもう少しお伺いしたいところです。

と言いますのも、こちらの二つだけではなく、例えば再発防止とか冤罪被害の回復措置とか、そういうことも含めてのその請願内容であるという選択肢もあるわけですね。

再発防止のためには、検証機関の設置ですとか、こういうことが専門家のほうでも言われてきております。そのようなものを含めなかったということについて、何か優先順位ですとか、ここを突破口にしようとか、そういうことがあったのでしょうか。どのような意図でこの二つを挙げられたのかお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今、石山議員から質疑された内容につきましては、一度、日本国民救援会に確認させていただきまして、改めて回答させていただきます。

○議長（船川京子君） 質疑を打ち切ります。

本件は、会議規則第92条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に審査を付託します。

総務産業建設常任委員会は、十分なる審査の上、本定例会最終日に審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

暫時休憩とします。再開を午後1時30分とします。

午後零時05分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、会議規則第53条の規定により、議長の職を新井邦弘副議長と交代します。

〔議長船川京子君退席、副議長新井邦弘君着席〕

○副議長（新井邦弘君） 議長の職を務めます。

今定例会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、時間短縮を図るため、一般質問は議会を代表して船川議長が行うことになりました。

○副議長（新井邦弘君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問を許します。

1番通告者、12番船川京子議員。

〔12番船川京子君登壇〕

○12番（船川京子君） 1番通告，12番船川京子です。コロナ禍による非常時での質問なので，時間短縮を心がけて行ってまいります。

それでは，通告順に従いまして質問をいたします。

1番，新型コロナに関する町の態勢等についてお尋ねいたします。

初めに，新型コロナ感染に不安を感じられた町民の方の対応についてお伺いいたします。

（1）相談窓口として保健福祉センターの役割，そして（2）検査体制は個人と竜ヶ崎保健所との直接対応になると思いますが，いずれの場合もフロー形式でその手順をお伺いいたします。

（3）陽性と判断された方の，指定された場所へ移る場合の移動手段はどうすればよいのでしょうか。

以上3点についてお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，船川議員の御質問にお答えをいたします。

「新型コロナ感染かも」と不安を感じた町民はどのような対応すればよいのかとの御質問でございますが，最初に，新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口としての保健福祉センターの役割について，お答えをいたします。

保健福祉センターは，町の感染症対策の中心的役割を担う部署であることから，「新型コロナウイルス感染症対策本部」の事務局を務めております。また，感染防止対策の実施とともに，新型コロナウイルス感染症に関する健康相談の窓口や，感染拡大防止のための適切な知識・情報提供をするという役割を果たしております。

詳しい内容については，担当課長より答弁をさせます。

○副議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） ただいま町長から，相談窓口としての保健福祉センターの役割について答弁がございました。私から補足して御説明申し上げます。

現在，町内で感染者は確認されておりませんが，日々電話相談が入っており，「発熱・咳・体がだるいなどの症状があるのでどうしたらよいか」「症状が出た場合はどこに相談したらよいか」といった内容が多い状況でございます。相談を受けた際は，親身に相談に乗り，不安の解消に努めております。

厚生労働省が示している相談・受診の目安にのっとり，必要な場合は，「帰国者・接触者相談センター」である竜ヶ崎保健所や，かかりつけの医師に相談するよう御案内をしております。

茨城県は，5月14日に緊急事態措置の区域から除外されました。その後，5月25日に緊

急事態措置が全面的に解除されたものの、今後、全国に第2波・第3波の襲来が懸念されております。まだ予断は許されない状況でございます。

町民の方は、毎日報道されるコロナウイルス感染症に関する情報により不安を募らせていると思いますので、広報や町公式ホームページ、情報メール等を活用した情報提供や相談体制の継続をするとともに、引き続き、感染拡大防止対策を講じてまいります。

次に、「陽性・陰性のいずれの場合もフロー形式で答弁していただきたい」との御質問です。

感染確認に関する情報は、感染症法第16条により、厚生労働大臣及び都道府県知事が公表することと定められており、PCR検査を受けた方や結果について、個人を特定する情報は町に入りません。よって、PCR検査の結果「陰性者・陽性者」への対応を、町職員が実施することはございません。そのため、保健所での対応について御説明させていただきます。

いずれにしましても、PCR検査を受けた後は、御自宅で結果を待つていただくことになります。

まず、陽性者の対応ですが、御自宅で安静にいただき、症状が改善してから日常生活に戻ります。なお、症状が改善しない場合は、再度、受診相談窓口、または、かかりつけ医に相談していただきます。

また、感染者と濃厚接触をした方は、咳エチケットや手洗いの徹底と御自身による健康状態に注意を払い、2週間の自宅待機をすることになります。2週間後に保健所から健康状態の最終確認が入り、問題がなければ、皆さんと同じように感染防止策をしながら通常の生活に戻ります。

陽性者につきましては、医師や保健所から御本人に連絡が入り、疫学調査を受けることになります。入院治療が必要な方は、医師と保健所が入院の調整をしてから、感染症指定医療機関での入院治療が開始となります。

入院治療の必要がないと判断された方は、県内の宿泊施設か自宅での療養となります。宿泊施設で療養している方は、施設に常駐している看護師による健康管理が行われ、自宅で療養している方は、保健所の職員から健康観察の確認が入ります。いずれの場合も、症状が悪化した際には、医師の判断で入院治療に切り替わることになります。

陰性者・陽性者への相談体制についても併せてお答えいたします。

相談につきましても、保健所の職員が対応することになっております。町が入手できる情報として、茨城県が公表する感染者の居住市町村名・性別・年代・渡航歴・感染者との接触歴・行動履歴に関する情報のみであり、個人が特定される情報は町に公開されることはありませんので、陰性者・陽性者に対して、保健福祉センターの職員が相談を受けることはございません。

もし保健福祉センターに、御本人やその御家族から検査結果について相談を受けた際に

は、個人情報について十分に配慮した上で、相談者の不安を受け止め、健康管理の方法や消毒方法・家庭内における生活上の留意点などを説明し、感染防止について御相談させていただきます。

申し訳ございません。訂正いたします。

最初、私が御説明しました途中で、「陽性者の対応」というところを「陰性者」と間違えて答弁いたしましたので、陰性者に対しては自宅での待機となります。申し訳ございません。訂正いたします。

最後に、PCR検査で陽性と診断された方が、指定された場所に移る際の移動手段についてお答えします。

陽性と診断された方は、帰国者・接触者相談センターである竜ヶ崎保健所が対応することになっており、町職員が対応することはございません。この質問に関しても、竜ヶ崎保健所に確認した内容をお答えします。

検査結果が陽性だった場合、保健所で入院医療機関や軽度者の宿泊施設の調整を行った後、移動することになりますが、その際、公共交通機関での移動は避け、マスクを着用した上で、御家族や親族の方の自家用車で行っていただくことになっております。なお、おひとり暮らしや親族のいない方など、どうしても御家族や親族での対応ができない場合は、保健所の職員が送迎することになっているとのことでございました。

説明は以上でございます。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 大変丁寧な説明をしていただきました。

一つ確認をさせていただきたいんですけども、町民の方からの問い合わせの中で、茨城県内に、もし軽症の場合に宿泊できるホテルが幾つぐらいあるのか。また、利根町から一番近いところにはどこにあるのですかとこの質問があったのですが、その点は把握しておられるのでしょうか。

○副議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

軽度者が療養するホテルもしくは施設は、どのくらい数があるか把握しているかという御質問でよろしいでしょうか。

この件に関してですが、県から、県内に四つの施設を確保したという公表がされておりますが、何市のどこというふうに、場所、名称までは公にはされておられません。

と言いますのは、公にすることで、心配な町民・県民みんながそこに集まることで混乱を招く、そして、行った後、感染をするという可能性があるのです、それを回避するために公表をしていないということでございます。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 県内に四つの施設があるということだけでも、町民の方には、安心をお伝えすることができるかなと、そう思います。

実際に利根町に1人も出ていないということは、これは、本当に行政の方の働きかけも現場に伝わっている一つの成果かなと、そう感じております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。高齢者の方に対する対応についてお伺いいたします。

（1）健康維持のため町で行う各種教室や体操などに参加していた高齢者が、現在のような状況により活動を自粛されています。その高齢者の方のフォローについてお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、船川議員の、健康維持のため町で行う各種運動や体操に参加していた高齢者が、今の状況により活動を自粛している。その高齢者のフォローについてお伺いしますという質問でございます。それに関して答弁させていただきます。

保健福祉センターで実施しております介護予防のための各種教室や体操などの集団で実施するものについては、2月26日から、教室の実施内容により、順次自粛をしている状況でございます。

介護予防事業教室の参加者に対するフォローとしましては、電話で教室の休止を伝えるとともに、現在の体調や自宅で行っている運動・生活状況を確認し、健康維持に必要なアドバイスを実施しております。なお、個別相談に関しては休止せず、感染予防対策を行った上で実施しております。

また、75歳以上の方に配布したマスクに添付したチラシに、高齢者の介護予防としての自宅でできる簡単な体操を紹介したり、シルバーリハビリ体操やフリフリグッパ体操の方法について町公式ホームページに記載し、御自宅で健康維持に取り組んでいただけるよう働きかけているところでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） これまで、保健センターの職員の皆様は、健康維持のために、高齢者の健康寿命を延ばすために、なるべく外に出てください、活動に参加してくださいと、そんな励ましをされてきたかと思えます。

そんな中で、このような大きな環境の変化でおよそ100日間、おうちにいてくださいというお願いをするだけでも、職員の方のメンタルも心配なところですが、どうか、こういった大変なときなので、それぞれ自己啓発をしながら、また、町長にも励ましていただきながら乗り越えていただきたいなと、そんな思いでおります。

それでは、（２）の質問に移らせていただきます。

希望する介護サービスを受けられない方もいると思います。特に、介護サービスは、密になったり、濃厚接触の可能性もあるのではないかなと考えますが、その対応やフォローについて伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） 今いただきました、希望する介護サービスを受けられない方もいると思うが、その対応やフォローについてとの御質問ですが、現在、利根町におきましては、新型コロナウイルスの感染者は確認されておりません。町内の事業所で閉鎖をしているところもなく、介護サービス利用者から、必要なサービスを利用できないので困ったという相談も町にはありません。そのため、利用者に対しては、必要なサービスが提供されているものと考えております。

しかし、感染が疑われるような利用者につきましては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策の基本指針において、感染症拡大防止の観点から、サービス利用を自粛していただくことになります。その際には、事業所やケアマネジャーから利用者に対して、電話により、現在の健康状態、直近の食事の内容や時間、入浴の有無や時間などを確認し、本人や家族に在宅での生活のアドバイスを行うことで、サービスの利用再開までの期間を不安なく過ごせるよう努めることとしております。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○１２番（船川京子君） サービスの低下の声が届いていないということを聞いて、すごいなと思いました。現場で関わってくださっている方の努力のたまもの以外の何物でもないのではないかなと、そう感じます。

大分収まってきたような状況の中でも、また東京も心配な形になってきていますので、ぜひとも、まだはつきり終わりは見えませんが、対応をお願いしたいと思います。

それでは、３番目の質問に移らせていただきます。

小中学校の長期休業が続きました。５月末頃から少しずつ動き始めましたが、児童生徒及びその保護者の皆様は、学校休業中も再開した今も、いろいろな不安や心配を抱えていることと思います。そのようなところ、どのようなフォローに取り組まれているのか、伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 休業が続いた小中学校の児童生徒及びその保護者のフォローについての御質問ですが、この間、町教育委員会のホームページに「臨時休校のために、家庭で過ごすみなさんへ」と題しまして、家庭での過ごし方の自己評価表、家庭での自学自習についての具体例を挙げ、休校中の子供たちに、自宅での生活の目安となるようお知らせをいたしました。

また、幾つかの学習ポータルサイトの紹介もしておりますが、各家庭のＩＣＴ環境もまちまちですので、個別に助言をしていくには至っておりませんでした。

各学校では、学習の定着のために学習プリントを家庭訪問で配付し、それを回収、添削をいたしました。人と人との接触を避けるために、子供の学習したプリントは学校の郵便物入れに入れるなど対応をしてきました。

また、国や県の学習サイトを紹介したり、通信環境の整っていない家庭にもサイトの授業動画を録画したＤＶＤを配付したり、個別学習に役立ててもらえるようにしてまいりました。

各家庭のＩＣＴ環境にも差があり、今後の感染症拡大の第２波・第３波に備える意味でも、早急に学校のＩＣＴ環境整備を進めなくてはならないと考えております。

また、心のケアという点では、学級担任が児童生徒へ一軒一軒に電話をして、「心と体の健康観察」ということで、学習の疑問点、困ったことなどの聞き取りなどをしてまいりました。これも学校一斉に行うとなると電話の数にも限りがあり、子供が留守であったり、計画どおりにならないという現状がございました。

そんな折、５月７日、茨城県はコロナ対策指針４段階を発表し、１５日に、国の緊急事態宣言の一部解除を受けて、茨城も段階的な緩和となりました。

この対策指針に沿って、町教育委員会では、校長会と話し合って、可能な限り感染リスクを下げて、５月２５日から週２回の分散登校を行って、現在、６月１日からは、毎日の分散登校３時間となっております。

今後、感染状況段階がさらに好転しステージ１になれば、通常授業となつてまいります。このステージ１では、給食・部活動なども可能となつてまいります。

給食は、これまでグループで食べていたものを、一人一人が同じ方向を向いて食べるようになります。また、給食当番の手洗い、マスク着用はもちろんです。配膳時間を短時間で済ますことができるように、献立の品数を減らすなど、カロリーは下げずに、品数を減らすなどの工夫をしてまいります。

各学校では１学級が３０人を超す学級も見られます。そういう場合には二つに分けて、いわゆる３密を避けながら、教育活動を一部再開したところでもございます。

来週から始まるであろうステージ１の通常授業が一日でも早く実現できますよう、教育委員会も、学校や児童生徒を安全第一、健康第一で慎重にステップを追って支援していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○１２番（船川京子君） 今の教育長のお答えが、４のほうの質問にも重なりが出てきたような気がするので、ここで四つ目の質問を確認させていただきたいと思います。

小中学校の再開については、各自治体の判断に任されているところが大きいと思いますが、

既に現場は動いています。最大の安全策を講じながら進められていると認識しておりますが、今後の予定等についてお伺いいたします。

このように通告を出させていただきましたが、今日午前中の町長の行政報告の中で、6月8日に通常授業をスタートするとの報告を伺いました。ということは、これまで分散登校とかいろいろな形で現場を進められてこられたと思いますが、今、教育長が説明をしてくださった給食の部分がとても心配でした。でも、努力していただくということは大変よく理解をいたしました。

そこで、もう一つ確認をさせていただきたいのが、学習現場において30人の教室、これがやはり密になり、また、分割した場合に先生の配置等、その辺がちょっと心配される部分かなと思いますので、保護者の方からも、教室が分かれたときにどうなのかなんていうお声も聞いておりますので、その点についてお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） 船川議員の質問にお答えしたいと思います。

分散登校については、5月25日からの週、そして6月1日の週に実施しました。

このときは、小学校は、教室、例えば体育館あるいは特別教室等使いまして、30人いれば15人、15人と分けて、空きの先生などを活用しながら授業を進めていました。そういう形で小学校は行っていました。

中学校のほうは、それでもやはり足りない部分がありまして、校舎内の分散のほか、午前と午後を活用しながら、登校の時間をずらして授業を進めるという形で対応してきました。

ただ、6月8日からはステージ1になるということで、通常の授業を進めていきたいと考えております。その際に、町教育委員会で示しました学校再開ガイドラインを活用しております。

例えば、登校時に昇降口に先生が立ち、子供たちの様子を観察する。あるいは、家庭で検温してきたカードを回収して、熱がないかどうか確認する。中には、中学生で、自転車で走ってきたために熱くなって、37度で、一度5月のあたりは帰してしまったということもあったのですが、平常時の熱をしっかりと確認しながら体温の確認をしています。

また、休み時間あるいは登校後の手洗いの徹底。授業中に関しては、机を必ず前を向ける。それから、間隔を空けた状態。マスクを教員も子供たちもする。あるいは密接になる教育活動は自粛する。

これから暑い時期になりますけれども、エアコンをかけますが、窓を対角線上2方向以上開けるといふ形の対応をしながら、通常授業を再開して、8日からやっていきたいと考えています。

また、子供たちが帰った後、教員のほうで消毒をしていくということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 学校における教育現場での子供たちの安心・安全のために御尽力いただいていることは、大変よく理解をいたしました。

今日の午前中の予算の説明の中でも、それぞれの学習に合ったプリント代の予算が出ていました。先生方が手作りで、恐らく子供たちに合わせてやってくださったんだろうと、そんな思いで聞いておりました。

そういった先生たちも、御自身のメンタルとの戦いの中で、力を合わせて乗り越えていくしかない、そんな現状だと思います。

ただ1点だけ、教育長、指導室長にお願いしたいのですが、とても子供たちがはじめて元気になって、私も何回か、笑顔やお金を握り締めてお菓子を買っている様子などを見ましたけれども、やはりうれしくて密になってしまったり、大きな声ではお友達と触れ合ったり、これを注意するということ自体、私も胸の詰まる思いで、とても声をかけられなかったのが反省事項なんです、やはりそういった部分をまだまだ心配なところなので、ぜひとも教育現場においては、先生方、心を押して、安心・安全のために状況を判断しながら対応をお願いしたいなと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。これも、今申しあげました子供の、次の公園の話なんですけれども、5番目の質問です。

感染の防止には3密の一つでも避ける必要があります。公園等では、子供も大人も密になりやすく、特に土日祝日など休日に多く見受けられます。こうした状況に鑑み、今後、町ではどのように啓発や指導を行うのかお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 公園で密を避けるため、今後町ではどのような啓発や指導を行うか伺いますとの御質問でございますが、4月16日に、団体での活動が想定される利根っ子公園、風の公園及び四季の丘第2公園の各入口に「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、団体での活動自粛」の注意喚起の表示を行いました。

その後、ゴールデンウィークに向け、平日及び休日に都市整備課において午前と午後の2回、公園での密集・密接の状況について確認を行い、5月1日に、四季の丘第2公園、もえぎ野台自然公園及びもえぎ野台中央公園に、「密を避けましょう」との注意喚起の表示を行いました。

その間にも、都市整備課職員が直接公園に出向き、利用者に対面し、活動の自粛のお願いやマスクの着用をお願い、密集・密接に注意してください等の注意喚起を行ってきたところでございます。

今後も、注意喚起の表示や直接出向いての注意喚起を継続していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 大変お世話になりますと申し上げる以外ないような気持ちなんです。やはり休日に密になることが多く、この公園の御近所の方からも、初めは、本当に密になってとても心配だったというお声がありましたが、休日に町の職員が来てくれたという、そんなお礼の電話もいただいたことがあります。先ほども申し上げましたが、まだまだ気を抜けない状況ですので、どうか、今後も注視していただきたいと思います。

それでは、6番目の質問、利用中止の公共施設や休業中の学校等に携わる会計年度任用職員には、どのような対応を取られたのか、お伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 休業等に伴う会計年度任用職員の対応についての御質問でございますが、施設の休業により、勤務を要しないこととなった会計年度任用職員につきましては、労働基準法第26条に規定する休業手当、これを支給することになります。同法に基づき算定される平均賃金の60%を、本来勤務すべき日数分について支給いたします。

このほか、補償ではないのですが、本人が希望すれば、年次有給休暇の取得も可能となります。この場合、付与日数の範囲内での取得になりますが、有給休暇ですので、本来支給すべき満額の報酬を支給することになります。

以上の内容を総務課より各課に通知しまして、その取扱いについて統一を図るとともに、適切な対応をお願いしたところでございます。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 経済的な心配をしていたのですが、とても誠実な対応をしてくださっていると理解をいたしました。

ただ、これからまたどういう状況になっていくかという、縦軸の時間的なものもあるかなと思いますので、そういった状況の変化の中で一番望ましい対応をお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは7番目の質問、コロナ禍の状況でも、小学校統廃合については進めなければなりません。このダブルで来るということは、ICT化も含めていろいろなことが教育現場に折り重なり合ってきているこの令和のときだと考えます。恐らく現場は、大変な状況の中で全て進めていかなければならないと思いますが、進捗と今後の進め方についてお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 小学校統廃合の進捗状況と今後の進め方についての御質問ですが、御承知のとおり、令和2年3月に利根町小学校統合基本方針を策定・公表いたしております。

その後、当初、5月の連休明けに保護者の皆様をはじめ、地域の住民の皆様との意見交

換会開催に向け準備をしておりましたが、コロナ感染防止という観点から開催を見合わせている現状でございます。このことにつきましては、5月1日付で、町内全域に回覧等により、町民の皆様には周知しているところでございます。

今後の感染状況を注視して開催できる状況が整い次第、ステージ1になったと仮定しまして、意見交換会の開催の文書を配布したいと考えています。

意見交換会の開催場所は、文・布川・文間各小学校の学校区単位での開催、また、参加できなかった方や町民全体の皆様に対して、利根町文化センターでの開催、計4回を予定しております。

布川小学校への統合に関しましては、保護者の皆様、地域住民の皆様からの御意見等を踏まえ進めていきたいと考えております。また、よりよい統合等のために、適宜、委員の皆様からも御助言、御提言をいただければと思っております。

この意見交換会後は、統合に向けた各小学校区代表者による準備委員会を設立し、実施計画の策定、校舎等改造計画業務委託及び改造工事の計画などを経て、令和5年4月の開校を目指していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） この学校統合に関しては、やはりタイムスケジュールが重要になってくるかなと思います。そんな中で、こういった非常事態が起き、スケジュールどおりに会議を行うことは、ある意味、密を防いで可能な部分はあるかもしれませんが、やはり保護者の方の説明とか、ある程度の人数が集まって情報を共有しなければならないという、そういう環境づくりは、まだまだ難しいような気がします。

しかし、統合に向けては進めていかなければならないという現状がありますので、どうか現場、創意工夫をしながら、これからの状況を見ながら、よりよい形で進められますことを願いたします。

それでは、8番目の質問に移ります。

特別定額給付金の進捗及び申請漏れ者に対する救い上げの方法についてお尋ねしたいと思ったのですが、やはりこれも今日、町長から発言がありましたように、県内最高の給付率で92.5%、これはすごいなと心の中でガッツポーズを取りたいような気持ちで伺っております。

ただ、これがうれしいからこそ、まだお受け取りになっていない方、また、申請漏れ者がいらっしゃるということは、逆に、なかなかしにくい方が残られていくのかなという、そんな懸念も感じております。この救い上げの方法、また、1人も漏れなく受けていただくためどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、申請漏れ者に対する救い上げの方法についてお答

えをいたします。

今回のこの特別定額給付金につきましては、申請期限が、郵送による申請の受付の開始日から3カ月という決まりがございます。本町の場合ですと、8月14日が申請期限となります。この申請期限を過ぎた受付はできませんので、通知やホームページ、SNS、情報メール等を活用しまして、早めの手続をお願いしております。

また、6月号と7月号の「広報とね」に、手続の御案内の記事を掲載する予定であります。また、7月上旬を目途に、申請されていない世帯に対しまして、申請の勧奨の通知を発送する予定であります。その後の申請状況によっては、再度、申請勧奨の通知の発送も考えております。

さらに、高齢者や独り暮らしなどで申請手続が御自分で困難な方に対しましては、手続等のお願いをしていただけるように、町の民生委員児童委員協議会を通じまして、民生委員の方に御支援をお願いしております。

一方、高齢者介護施設等に対しましては、施設所在地に住民票を移して入所される方がおられる施設に対しては、施設長に対しまして、申請手続の御支援をお願いしていただきたい旨の通知を、直接お持ちをして御支援をお願いしております。

引き続き、期限内の申請手続の周知と、あわせて、手続が困難な方への支援について努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） 二重、三重に漏れ者防止のために手を打っていただいているということがよく分かりました。

また、民生委員の方には、現場で対応していただくという、こういったコロナの状況の中、関わるだけでもちょっと大変な一つハードルがあるかなと思いますが、そんな中でもフォローしていただいていると、大変よく理解をしました。

恐らくこの92.5%、これを達成するには、職員の方もどれほど大変だったのかなと思います。それ一つ取っても、今回のコロナで皆さんの御尽力は大変なものだったのかなと感じています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

9番目、この質問、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の内容についてお尋ねしたかったのですが、この質問に関しては、先ほど議案第42号 利根町一般会計補正予算（第6号）にて説明がありましたので、質問は取下げさせていただきます。

ただ一つ、今回の補正の中では、災害に対するものが織り込まれていなかったもので、コロナ禍の中、自然災害が発生した場合の対応策も町では準備されていると思います。あらゆる可能性を想定しながら、災害対応策の強化も検討していただきたいと思います。

この感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナに特化した用途だと思いますので、それ

以前の補正予算で、たしか災害に対する予算が計上されていたかなと思いますが、これから台風の季節にも入っていきますし、年々大変な状況になってきている中で、ぜひとも今後の課題として、その部分の強化も検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

3月、6月の定例会では、安全対策のため議場傍聴席の開放を自粛いたしました。本来、議会の公開が原則です。こうした非常事態でも議会本会議を町民に届けるため、議会といたしましても、ICT化特別委員会を設置し、ライブ中継・インターネット配信について調査研究に取り組んでいるところです。町にも検討をお願いしたいと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○副議長（新井邦弘君） 佐々木喜章町長。

○町長（佐々木喜章君） ライブ中継・インターネット配信についての御質問でございますが、今後、議会ICT化特別委員会の意見等を踏まえ、議会より要望がありましたら検討させていただきます。

○副議長（新井邦弘君） 船川議員。

○12番（船川京子君） この場で、まずは議会から要望をさせていただきます。

なお、検討させていただきますという期待が持てるお答えをいただきました。

議会といたしましても調査研究を重ねてまいりますので、予算化についても、ぜひとも前向きな御検討をお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

ここで議長の職を船川議長と代わります。

〔副議長新井邦弘君退席、議長船川京子君着席〕

○議長（船川京子君） それでは、引き続き進行をいたします。

○議長（船川京子君） 日程第19、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日6月4日から6月9日までの6日間は、請願審査及び議案調査のため休会にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、6月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時20分散会